

仕 様 書

名 称	海上輸送（その1）
作成年月日	令和4年10月14日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、傭船による海上輸送について適用する。

2 用語の定義

傭船とは、官側が専有できるロールオン・ロールオフ方式の船舶をいう。

3 内 容

種子島と九州間における傭船による海上輸送

4 細部要領

(1) 全 般

海上輸送に使用する船舶は傭船とする。

(2) 運航日程及び区間

ア 第1便

11月18日（金）、種子島内の港湾から谷山港

イ 第2便

11月19日（土）、種子島内の港湾から谷山港

ウ 第3便

11月19日（土）・20日（日）、種子島内の港湾から博多港

(3) 所 要

車両12m未満18両（うち、水陸両用車含む。）の合計54両

(4) 要 領

ア 第1便

11月18日（金）午後15時以降に種子島内の港湾を出航し、午後21時までに谷山港へ到着する。

イ 第2便

11月19日（土）午前8時までに谷山港へ到着する。

ウ 第3便

11月20日（日）午前6時までに博多港へ到着する。

5 その他

(1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(2) 運航準備

ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。

イ 各港湾における荷役について、業者側が実施する。

(3) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

(4) 不測事態対処

船舶の遅延及び運航が困難な状況が生じた場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。

(5) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。